主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人吉田士郎、同山代積の上告理由第一点の一、二、第二点について。

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係及びその説示に照ら し、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用 することができない。

同第一点の三について。

原審の適法に確定するところによれば、本件建物は、おそくとも昭和二四、五年 ころまでに建てられた作業場兼資材置場用の建物で、その構造も、丸太を素掘で土 に立て、その上にたる木を置き、野地板を打ち、木端を敷いて屋根を葺いた簡素な ものであつたが、長年の風雪や移築等を経たことにより、昭和四二年三月ころには、 屋根の木端はすべて損耗して全面的に葺き替えねばならなくなり、骨組みである丸 太の損傷もはげしく、特に土と接している根元部分は腐触して自ら立つて他を支え る柱としての効用を失ない、古材による添木をしたりぬき板をわたしたり一部の柱 を取り替えるなどしてかろうじて倒壊を免れている状況で、いつ倒壊するかわから ない危険な状態となつていたというのであり、右の事実関係に徴すれば、本件建物 は昭和四二年三月ころ既に朽廃に達していたとする原審の判断は、正当である。原 判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 江里口 清 雄

裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	高	辻	正	己